

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成27年3月16日  
(平成27年2月受付分)



平成27年2月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計6件(1月:6件)でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆昔使っていたスマホで幼稚園児がオンラインゲームのアイテム購入

### ●事例:

クレジットカードの利用明細に、覚えのない8万円の請求があった。調べてみると、自分が以前使用していたスマートフォンを使って、幼稚園に通う娘がオンラインゲームで遊び、ゲーム内のアイテムを購入していたことが分かった。

自宅のWi-Fi経由でインターネット回線につながり、登録してあったクレジットカード番号だけで決済できたようだ。



### アドバイス

- ・スマートフォン(以下スマホ)は、通信契約を解約した後も、自宅や飲食店のWi-Fi(無線LAN)環境などを經由してインターネットにつながることがあります。
- ・使っていないスマホでも、インターネットにつながると簡単にクレジットカード決済できることがあります。子どもが予測できないパスワードを設定するなど、対策を講じましょう。
- ・子どもによるオンラインゲームのトラブルは低年齢化しています。子どもは親の想像以上に簡単にスマホを操作できるものです。親子で使い方のルールを話し合しましょう。
- ・困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第83号」より抜粋

## ◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
16	高校2年生の娘がメール交換していた相手に、名前を騙られて写真がインターネット上に公表された。どうしたらよいか。
18	スマホで頼まれるまま無料と言われ8サイトに登録したら、1サイトから登録料を払えと言われ払ってしまい、名前や住所や電話番号を言ってしまった。今後の対応はどうしたらよいか。

## 岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

ひとりで悩まず、まず相談!!

相談電話: 086-803-1109

相談受付: 月~金 9時~16時(祝日、年末年始は除く)